

最高裁秘書第2230号

令和3年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年5月24日付け（同月26日受付，第030219号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

苦情申出に関する統計（期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

苦情申出に関する統計
(期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

前年度からの繰越	苦情申出件数							苦情申出を受けての最高裁判所の判断等							次年度への繰越	備考	
	原判断庁		苦情申出の理由					苦情申出を受けてから委員会に諮問した日までの期間					是正	その他 (苦情申出取下等)			
	最高裁判所	下級裁判所	不開示情報	文書不存在	存否応答拒否	その他	諮問	30日以内	30日超3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年超					
11	87	49	38	21	49	15	8	90	86	63	18	5	0	0	0	4	8

前年度からの繰越	答申件数	答申を受けての最高裁判所の判断等										次年度への繰越	備考
		最高裁判所の判断						委員会の答申を受けてから判断までの期間					
		原判断庁の判断は妥当であるとしたもの	原判断庁の判断は一部妥当でないとしたもの	原判断庁の判断は妥当でないとしたもの	(苦情申出取下等)その他	30日以内	30日超3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年超			
0	115	103	95	8	0	0	103	0	0	0	0	12	